

委員長談話

平成 2 1 年 1 0 月 9 日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

- 1 本日，人事委員会は，議会及び知事に対して，職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は，職員の給与と民間給与を比較したところ，厳しい経済・雇用情勢を反映して，職員の月例給及び特別給が，いずれも民間を上回っていることが明らかになりました。

そのため，民間の水準に見合うよう，月例給については，給料表等を 0 . 1 9 % (7 8 4 円) 引下げ改定し，特別給（ボーナス）については，支給月数を年間で 0 . 3 5 月分引き下げることとしました。

- 2 また，時間外勤務手当については，時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ，支給割合について所要の改定を行うこととしました。

- 3 なお，教員給与については，メリハリある教員給与体系の実現を図るため，教育委員会において，小・中学校に主幹教諭を設置する方向で準備が進められていることから，教育職給料表（二）に新たな級を創設することとし，義務教育等教員特別手当については，引き続き縮減を行うこととしました。

- 4 さらに，公務運営については，公務員倫理の確立，能力・実績に基づく人事管理，勤務環境の整備及び高齢期の雇用問題に関して報告しました。

5 特に公務員倫理については、最近、本県において公金詐取による職員の相次ぐ逮捕や、不適正な経理処理が全庁的に行われていたことなど県民の信頼を損なう重大な不祥事が発生していることは誠に遺憾なことです。

今回の不法不適正な経理処理の背景には、現行の制度や体制の問題とともに、職員の意識の問題としてコンプライアンス意識の欠如や前例踏襲主義などが挙げられます。

職員においては、県民からの信頼を回復するため、服務規律の遵守と倫理意識の向上に努め、常に県民の視点に立ち、職務遂行に全力を注ぐことを強く要望します。

6 今回の勧告は、月例給及び特別給ともに引下げという職員にとって厳しい内容となりますが、人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っているものです。

7 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

8 なお、職員の給与については、現在、減額措置が実施されているところですが、長期にわたっており、職員にとって大きな影響があることから、早期に解消し、人事委員会勧告に基づいたあるべき職員の給与水準が確保されることを、改めて強く望みます。

9 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義について、深い御理解をいただきたいと思います。